

さいばん通信

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会
No. 48 2017. 11. 8
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

島津さん裁判・本人訴訟！！ 管理者への鋭い証人尋問で嘘が明らかに！！

10月30日、大阪地裁において、不当なボーナスカットを受けたとして訴えていた島津さんの本人訴訟で、関わった管理者に対して、島津さんが尋問を行いました。

その管理者は、横田浩平、土屋春城、高良輝久、坊農勝彦、田伏秀輔、吉見親史、芝原道治、前北昭彦、丹藤裕一助役でした。

作業手順書を見ても分からない！？何のための手順書？

その証人尋問の中で、島津さんから「確認喚呼」と「指差確認喚呼」の違いについて質問された芝原助役は、『「指差確認喚呼」は作業手順書の中で書かれている「確認喚呼等」の「等」に含まれる』とし、それは、作業手順書だけでは分からない為、『「指差確認喚呼」を行う箇所は管理者が指導している』と証言をしたのです。

大阪仕業検査車両所の皆さん！！現場で仕業検査をされていて管理者から

「そこは指差確認喚呼です」と指導された方はいますか？

作業実績書の不備を長年、放置・黙認？！

今回の裁判で島津さんの非違行為とされた作業実績書で多くの不備が明らかになりました。例えば『「確認者」の欄が記入されていない、「加修者」の欄が記入されていない、「作業時間」の未記入の欄がある』など多くの不備がありました。

しかし、管理者は不備があるのにも関わらず、しっかり「確認印」を押しているのです。管理者の言い訳は『平成28年3月18日付け「作業実績書の記入方法統一について」の「技術連絡」が出ているので、それ以前は良い』というものでした。

しかし、技術連絡の目的は、「記入内容の明確化及び記入間違いの防止のため」で、内容の変更ではありません。それなのに島津さんが非違行為とされた作業実績書の記入部分だけは「A担当が行う」と決まっていると証言しています。

そんなことがどこに書いてあるのでしょうか？主張するなら、それが書かれている「技術連絡」を証拠に出せばいいのに、提出さえされていません！

今回の裁判で会社自ら「作業手順書」「作業実績書」のいい加減さを暴露することになりました。皆さん！！判決を楽しみにして下さい！！